

参加の趣旨

上記当事者間の平成27年(行ケ)第10223号審決取消請求事件について、原告を補助するためこの訴訟に参加する。

参加の理由

1 補助参加申出人は、上記訴訟の結果について次のとおり利害関係を有する。

(1) 補助参加申出人

補助参加申出人は、生長の家の創始者である谷口雅春が、昭和20年9月、終戦当時街にあふれていた戦災孤児達を保護収容して養育する児童養護施設(生長の家神の国寮)を開始するとともに、同年11月、月刊誌『生長の家』の戦後復刊第1号に、「生長の家社会事業団の設立」の文章を掲載して広く協力を呼びかけたことが出発で、同月14日、同人が『生命の實相』(『聖經甘露の法雨』等を含む)の著作権等を寄付して設立を申請したことに基づき、昭和21年1月8日、東京都長官より財団法人設立許可を受けて設立した財団法人であり、平成24年3月28日、内閣総理大臣の認定を受けて、同年4月1日、公益財団法人に移行した法人である【丙1、2】。

(2) 利害関係

① 補助参加申出人は、昭和21年の法人設立以来、児童養護施設の設置運営及び宗教的情操教育を事業として実施しており、現行の定款【丙3】においても、4条1項1号に「健全育成事業 児童養護施設生長の家神の国寮の設置運営及び宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業」を事業として規定しており、この事業は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律2条4号に定める公益目的事業である。この宗教的情操教育等のため、補助参加申出人が設置する児童養護施設(神の国寮)には、宗教的礼拝対象として、谷口雅春揮毫の「實相」の書及び谷口雅春の宗教的信念の表現である「光輪卍十字架図」を掲げて、入所児童の礼拝の用に供するとともに、永年に

わたり入所児童の先祖供養祭や毎年の「創立者感謝の集い」等の「宗教集会の運営」及び「宗教教育」を公益目的事業として実施している。ところが、本件商標は、谷口雅春揮毫の「實相」の書そのものをその構成とし、指定役務を「宗教集会の運営」及び「宗教教育」とするものであるから、本件商標が有効に存続するときは補助参加申出人の公益目的事業の執行につき重大な支障となることは必定であり、したがって補助参加申出人はこの訴訟の結果について利害関係を有する。

- ② また、補助参加申出人は、内閣総理大臣の認定を受けた公益目的事業として、定款4条1項2号に定める「精神文化振興事業」を実施している。同号ロには、「その他精神生活改善による、より良い生活の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業」を掲げている。補助参加申出人は、これらの公益目的事業については、定款3条（目的）に規定のとおり「創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、」実施しているものであるので、これらの公益目的事業の実施会場においては、礼拝の対象である、谷口雅春揮毫の「實相」の書及び谷口雅春の宗教的信念の表現である「光輪卍十字架図」を掲げて、行事開始や終了の祈りを行い、又は物故者の供養祭等を行っているものである【丙4】。
- ところが、本件商標は、谷口雅春揮毫の「實相」の書そのものをその構成とし、指定役務を「宗教集会の運営」及び「宗教教育」とするものであるから、本件商標が有効に存続するときは補助参加申出人の公益目的事業の執行につき重大な支障となることは必定であり、したがって補助参加申出人はこの訴訟の結果について利害関係を有する。
- ③ 補助参加申出人は、法人役員や児童養護施設関係者等につき、その逝去に際して、法人葬や施設葬を行った前例があり、今後も実施の可能性はあるが、被葬者の生前の宗教的信仰に基づき葬儀を行う必要があるた

め、創立者谷口雅春の宗教的信仰を有する者である場合は、葬儀において、礼拝の対象である、谷口雅春揮毫の「實相」の書及び谷口雅春の宗教的信念の表現である「光輪卍十字架図」を掲げて、葬儀を執行することは当然のことである。補助参加申出人の代表理事であった松下昭が死亡したときも「實相」の書を掲げて葬儀を執行した（写真中の遺影の右上が「實相」の書である。）【丙5】。ところが、本件商標は、谷口雅春揮毫の「實相」の書そのものをその構成とし、指定役務を「葬儀の執行」とするものであるから、本件商標が有効に存続するときは補助参加申出人の法人葬や施設葬の執行の重大な支障となることは必定であり、したがって補助参加申出人はこの訴訟の結果について利害関係を有する。

- 2 このように、補助参加申出人は、上記訴訟の結果について利害関係を有するものであるから、ここに原告を補助するためこの申し出をします。

疎明方法

- 1 丙第1号証 補助参加申出人のホームページ（トップページ）（総合目次のページ）
〈補助参加申出人のこれまでの経緯〉
- 1 丙第2号証 生長の家神の国寮のホームページ（施設概要のページ）
〈補助参加申出人のこれまでの経緯。補助参加申出人が生長の家神の国寮を運営していること〉
- 1 丙第3号証 公益財団法人生長の家社会事業団定款（平成27年6月15日現在内容・写し）
〈補助参加申出人の行っている事業等〉
- 1 丙第4号証 公益財団法人生長の家社会事業団主催行事会場写真
〈補助参加申出人が「實相」の書、光輪卍十字架を掲げて事業を行っていること〉
- 1 丙第5号証 補助参加申出人の代表理事であった松下昭の葬儀の写真
〈補助参加申出人が「實相」の書を掲げて葬儀を執行していること。〉

付属書類

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 丙号証写し | 各 3 通 |
| 2 | 申立書副本 | 2 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 4 | 代表者事項証明書 | 1 通 |



尊師谷口雅春先生のみ教え
『生長の家教義』研修講座

實
相



証
人
氏
名
簿